

定 款

一般社団法人 21・建設クラブ・福岡

一般社団法人 21・建設クラブ・福岡 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人21・建設クラブ・福岡 と称する。

(目 的)

第 2 条 当法人は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 会員間の相互親睦を深めるための事業
2. 会員間に於ける工事請負契約及びそれに準ずる契約の斡旋又は紹介事業
3. 行政機関（行政庁）等が行う指定管理者としての受託事業
4. 会員の福利厚生に関する事業
5. 各種イベントの企画、制作及び運営事業
6. 会員のための各種情報の提供事業
7. 会員の地位向上を目的とする各種講習会、勉強会及び研修会の開催事業
8. 福岡市が推進する次の社会貢献活動事業に関して、当法人会員に対する情報提供サービス、教育指導、講習会及び講演会の実施事業
 - (1) 障がい者雇用促進事業
 - (2) 環境配慮型事業所支援事業
 - (3) 次世代育成・男女共同参画支援事業
 - (4) 協力雇用主支援事業
 - (5) 消防団協力事業所支援事業
 - (6) ふくおか『働き方改革』推進企業認定事業
 - (7) 地域活動貢献企業認定事業
9. 福岡県が推進する次の地域貢献活動に関して、当法人会員に対する情報提供サービス、教育指導、講習会及び講演会の実施事業
 - (1) 障害者雇用
 - (2) 子育て応援
 - (3) 70歳まで働ける企業
 - (4) 雇用拡大
 - (5) 保護観察対象者等の雇用
 - (6) 防災協定
 - (7) 災害時対応
 - (8) 消防団協力
 - (9) 口蹄疫等防疫支援
 - (10) 飲酒運転撲滅
 - (11) みんなで防犯応援
 - (12) がん対策推進
 - (13) 建設業労働災害防止
 - (14) エコ事業所
 - (15) エコアクション21
 - (16) 経営革新
 - (17) 道路愛護運動
 - (18) 河川愛護運動

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (19) 公正な採用選考 | (20) 人権・同和問題啓発研修 |
| (21) 建設雇用改善 | (22) 農林漁業応援 |
| (23) 女性の活躍推進 | (24) 児童養護施設等退所者の雇用 |
| (25) 県産リサイクル応援 | (26) 暴力団から離脱した者の雇用 |
| (27) 不当要求防止責任者講習の受講 | (28) 被災者雇用 |
| (29) 出合い・結婚応援 | (30) 健康づくりの推進 |
| (31) 介護応援 | (32) 働き方改革の推進 |
| (33) プラスチックごみの削減協力 | (34) アスリート雇用 |
| (35) 事業継続力強化 | (36) ワンヘルスの推進 |
| (37) SDGs の推進 | |

10. 暴力追放運動の推進に関する事業
11. 社会貢献活動事業として、救急救命に関する教育指導及びその普及に関する講習会の開催、援助、講師派遣及び講師紹介事業
12. 福岡県及び福岡市を含む都道府県及び市町村との災害対策基本法第43条及び第42条に定める防災計画の趣旨に則る防災活動に関する基本的な事項についての協定（防災協定）の締結に関する事業
13. 各種社会貢献活動に関する調査、研究及び実施事業
14. その他当法人の目的を達成する為に必要な前記各号に附帯関連する一切の事業

（主たる事務所及び従たる事務所の所在地）

- 第 3 条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。
- 2 当法人の従たる事務所は、福岡県糟屋郡志免町に置く。
 - 3 社員総会の決議により、従たる事務所については、福岡県内又は近隣県内に置くことを妨げない。

（公告方法）

- 第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

（機 関）

- 第 5 条 当法人は、当法人の機関として社員総会を置く。
- 2 前項の他、本会の具体的且つ実務的な事業の実施を図るため、組織運営委員会を置く。
 - 3 社員総会及び組織運営委員会の他、理事長副理事長会議及び理事懇談会並びに必要に応じた目的別実務機関を設けることができる。
 - 4 必要な事項は、事業運営実施要綱による。

第2章 社 員

(社 員)

第 6 条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第 7 条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の手続きをし、理事会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第 8 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置く。

2 社員に対してする通知又は催告は、社員名簿に記載し、又は記録した当該社員の住所（当該社員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発する。

(退社及び除名)

第 9 条 社員は、いつでも退社することができる。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

3 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合において、当法人は当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与える。

4 第 13 条の規定にかかわらず、前項の社員総会の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(社員資格)

第 9 条の2 社員は本会の会員でなければならない。

第3章 社 員 総 会

(招 集)

第 10 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、随時必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、組織運営委員会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故又は支障があるときは、

あらかじめ定めた順序により、副理事長がこれを招集する。

- 3 社員総会を招集するには、会日の2週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発する。
- 4 前項の招集通知は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(招集手続の省略)

第11条 前条の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、副理事長を議長とする。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して、社員総会の日から5年間当法人の主たる事務所に備え置く。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるとき

は、総社員の議決権の過半数の決議をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第18条 削除

(理事の選任の方法)

第19条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(理事長及び副理事長並びに代表理事、役付理事、)

第20条 当法人に理事長、理事長代理各1名及び副理事長2名以上並びに専務理事または常務理事各若干名を置き、社員総会において理事の過半数の決議をもって、理事の中から選定する。

2 理事長及び理事長代理を代表理事とし、副理事長のうち1名以上を代表理事とする。

3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

4 理事長代理若しくは副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

5 理事長代理または副理事長でない理事につき、必要に応じて代表理事に選任することが出来る。

6 本会に、代表理事以外に、本会の経営及び運営の最高責任者を選任し、その者に実務の指揮を取らせることが出来る。

ただし、この者は、理事でなければならない。

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(監事の任期)

第22条 削除

(理事の報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理 事 会

(招 集)

第24条 削除

(招集手続の省略)

第25条 削除

(議 長)

第26条 削除

(決議の方法)

第27条 削除

(決議の省略)

第28条 削除

(職務の執行状況の報告)

第29条 削除

(理事会議事録)

第30条 削除

第6章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第30条01 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の抛出者の権利に関する規定)

第30条02 基金は、当法人が解散するときまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条03 基金の返還は、定時社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、法人法第141条に規定する限度の範囲で行う。

第7章 計 算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計算書類等の作成等)

第32条 法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

2 前項で監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

3 理事は、定時社員総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、前項で承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならない。

4 理事は、第2項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

5 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第33条 当法人は、前条に定める計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く。

第9章 附 則

(収益事業目的の適用除外)

第34条 当法人は、第2条の目的の記載内容にかかわらず、収益事業は行わない。

(剰余金の不分配)

第35条 当法人は、剰余金の分配はしない。

財産の帰属)

第36条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、当該残余財産を福岡県、福岡市、福岡県糟屋郡志免町、福岡県糟屋郡宇美町に寄贈するものとする。

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。